

物品売買契約書

- 1 事業名 令和6年度 鳥獣被害防止総合対策交付金事業
防護柵資材整備事業 (ワイヤーメッシュ柵)
- 2 売買金額 金 円 (内消費税相当額 金 円)
- 3 納入場所 浜松市浜名区三ヶ日町地内
- 4 納期 令和6年9月27日 (金)

買主 浜松地域鳥獣被害対策協議会 を甲とし、売主 を乙として、
上記の事項について次の条項によって売買契約を締結する。

- 第1条 乙は、別紙の仕様書及び図面に基ついて、頭書の事項について誠実に義務を履行するものとする。
- 第2条 仕様書及び図面に明らかにされていないもの、又は仕様書及び図面に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継できないものとする。但し、甲が承諾したときはこの限りでない。
- 第4条 甲は、前各条に基ついて納入された製品について、乙から納入した旨の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。この検査に要した経費は、乙の負担とする。
- 第5条 前条の検査に合格した製品において、1年以内に構造又は製作に係る技術に起因した不備欠陥による不良等が生じたときは、乙は、甲の指示に従って無償で補修又は取換えを行うものとする。但し、その不良等が明らかに乙以外に起因する場合は除く。
- 第6条 甲は、第4条の検査の結果、合格と認めるときは、速やかにその旨を乙に通知しなければならない。
- 第7条 乙は、前条の通知を受けた後、甲に支払いを請求できるものとする。
2 甲は、請求書を受けとった後、当該事業に係る負担金を浜松市から受領した日から14日以内に売買金額を乙に支払うものとする。
- 第8条 乙は、納期日までに製品の納入ができないときは、遅延1日について契約金額の1,000分の1の違約金を甲に支払わなければならない。但し、その遅延が天災事故その他不可抗力の理由による場合は、違約金を甲に支払う必要はないものとする。
- 第9条 前条に規定する違約金は、甲の支払う売買金額と相殺することができるものとする。
- 第10条 甲は、第7条第2項の支払期日に違反したときは、法定遅延利息を乙に支払わなければならない。
- 第11条 この契約について紛争を生じたときは、甲の指定する仲裁者を立てて速やかに解決を計るものとする。
- 第12条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。
- 第13条 契約保証金は、これを免除する。

上記の契約を証するため本書2通を作り、甲乙記名押印のうえ各1通を所持する。

令和6年 月 日

甲 浜松市中区元城町103-2
浜松地域鳥獣被害対策協議会
会長 木下 穰 印

乙

印